# 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について
# （令和７年１月分）

## ○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第３条第１項（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・道路障害（４件）

| | 概　　要 | 場　　所 |
|---|---|---|
| 1 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したもの。 | 甲東中学校前交差点<br>（１系統上り） |
| 2 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したもの。 | 工学部前交差点<br>（２系統下り） |
| 3 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したもの。 | 中郡停留場～<br>郡元停留場<br>（２系統下り） |
| 4 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で軌道を横切ろうと直進して進入したため、接触したもの。 | 鹿児島駅前停留場～<br>桜島桟橋通停留場<br>（２系統下り） |

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。**

**軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

## ○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第４条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第３条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、**

**やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**